

第三十回国参議院商工委員会會議録第七号

昭和三十三年十月三十一日(金曜日)午後一時四十七分開会

委員の異動

本日委員大谷實雄君、西田隆男君及び小澤久太郎君辭任につき、その補欠として後藤義隆君、斎藤昇君及び江藤智君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小幡 治和君
阿部 竹松君
大竹平八郎君

委員

江藤 智君
古池 信三君
後藤 義隆君
斎藤 昇君
高橋進太郎君
堀本 宜實君
海野 三朗君
島 清君
榊 繁夫君
加藤 正人君
豊田 雅孝君

政府委員

通商産業 中川 俊思君
政務次官 福井 政男君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長
通商産業省 小田橋貞壽君
事務局側 常任委員 会専門員

説明員

通商産業省 楠詰 誠明君
石炭局長

本日の會議に付した案件

○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田畑金光君) これより商工委員会を開会いたします。

先ほど委員長及び理事打合會を開いて協議いたしました結果、来週は、會期も切迫しております關係上、定例日ではありませんが、十一月四日、火曜日の午後一時から委員會を開会いたしますと存じますが、このように取り運ぶことに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(田畑金光君) それでは、これより鉱山保安法の一部を改正する法律案及び鉱業法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

御質疑のある方は順次、御発言願います。

○豊田雅孝君 今回、鉱山災害の絶滅を期するために、鉱山保安法が強化、改正せられることはけっこうであります。が、これに関連して政府の予算といふものが一体どういふふうになっておるのか。鉱務監督官の員数が非常に少ないといふふうにいわれているのであります。が、これらの点について詳細承わりたいと存じます。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安關係の予算につきましては、保安の性質上、その現在のところ、たくさん予算は入り用としていないわけでありま。す。もちろん、監督官の人員その他につきましても、現状以上に少し増員をしたいという強い気持は持つてお。りまして、目下、人員の点につきま。しては、約三十名ばかり鉱務監督官の増員を要求いたしております。全体の経費を要したしましては、もう保安局がで。きましてから、ほとんどあまり金額が。変わっておりません。大体まあ大きく申。し上げまして一億四千万の要求をす。つと数年來続けてきておるのでありま。す。しかしながら、その査定に当りま。しては、大体ここ数年ほとんど増減と。いうものがあまりございせん。でし。て、三千五、六百万円の査定をいつも。受けております。特に私の方の予算の。主要な内容を占めておりますものは、。監督旅費でございます。この監督旅費。もここ四、五年ほとんど二千五百万。円前後、増減がほとんどないような形。になつております。

で、私どもの現在最も強く考えてお。りますのは、災害が主として発生して。おりますのは、中小以下が——もう最。近の重大災害におきまして、九月ま。でに約二十件発生しておるのでありま。すが、その八〇％は中小で起きており。ます。その内容——死亡者につきま。しても、八三％は中小で占めておる。というふうなわけで、大手だけを抜き。まして災害の状況を見ますと、世界の。

各国と比べてましてほとんど遜色が。ない。しかし、これは現在でも災害が。起つておりますから、現在以上に改善。の方途は講じておられますけれども、目。下一番大きい問題になつております。のは、中小の災害対策であります。

特に中小におきましては、教育の面。につきましても、鉱業権者が全責任を。持つて教育をするということになつて。おりますけれども、なかなか實際は十。分な教育がでないというふうな關係。にございまして、主として今後の予。算の面につきましては、監督官を増員。しまして、中小の鉱業権者のなすべき。教育の一部をどうしてもわれわれの手。によつて補いをつけざるを得ない、こ。ういつた方面に予算の重点が向けられ。ていくのではないかと、いふふうに考。えております。予算はあまり増減なし。で。きておりますが、せめて来年度はが。非でも獲得したいと思つております。も。は、巡回監督の旅費を三千六百万円。ばかり、いつもほとんど二千五、六百万。円で査定を受けておりますが、これを。もう一千万円ばかり増額をしてもいい。まして、監督官の予定の増員がで。きますれば、かなり十分に成績の向上も。できるのではないかと、かように考。えて。おります。

○豊田雅孝君 大体、通産省の予算と。いふのは、農林關係などに比べると、。まるでけたが違ふような状態であり。まして、こういふことでは、一体、商工。立国だといふようなことをいえるのか。どうかという疑問を私は年來持ち続け。てきておるわけなんです。ありますが、今。承るところによると、鉱山保安対策。の経費といふものはきわめて少額であ。りまして、今度旅費を要求するとい。つてもわずかに一千万円ぐらいの増額の。ようでありまして、そういう程度のこと。で、漸進する鉱山災害を未然に防。ぐ。といふことは容易じゃないのじやない。かといふふうに考えられるのであり。まして、せつかく鉱山保安法を強化、改。正しようという段階であります。か。ら、予算などについて画期的な要求を。せられてしかるべきじゃないかとい。ふふうに思ふのでありますが、この点、政。務次官の御意見はいかがであります。うか。

○政府委員(中川俊思君) 仰せの通。り、通産省の予算はほとんど人件費。だけでございまして。わずかに昨年——昭。和三十三年度の予算を見ましても百。億。あまりでございまして、私どもとい。たし。まして、各方面にわたつて、できる。だけ予算をちやうだいしたいとい。う。ので、いろいろ折衝はいたしておる。ので。あります。

しかし豊田さん、おそらく商工省に。おられる当時からさうだろうと思。う。のでございまして、ほかの省に比べ。ま。して問題にならない、百億をちよつと。出。たぐらひのことでございます。き。わ。めて僅少な予算でございますので、今。の。鉱山関係だけでなく、一例を申し。上。げますと、特許庁なんかの予算でも。き。わめて僅少でございまして、今特許。庁。に出頭をいたしました。二、三年先でな。

ければ手をつけることができない、これらはもうその審議官が非常に少いためにそういうことになっておりますので、ことに特許庁は相当利益をあげておつて、国庫に納入しておるのでありますから、そういう方面の予算もふやしていただきたいというので、各方面にわたつて大幅な予算要求はいたしておるのでございますが、なかなか大蔵省ではこれに應じてくれないのです。まあ幸いに皆様の御援助によつて目的を達成したいと思つておりますから、一つ御協力をお願いいたします。

○豊田雅孝君 今、通産省の予算約百億というお話がありました。農林省の一般会計の予算は、一般会計だけでも八百三十億です。御承知のように、それに比べて通産省の方は百億、これが大企業から中小企業から、それから一枚看板の貿易振興まで入れてもそういうような状態なんでありまして、特に災害防止の關係などには、これは十分に経費を充たすべきものだと思ふのであります。そういう点で、特に鉱山災害防止のためには思い切った措置と、その予算化をはかられたらというふうに考えるのであります。むしろ、これは通産省予算拡大の突破口として、鉱山災害の予算拡大を大いに強調せられたらと思ふのであります。重ねてその点について壮大なる御決意のほどを承わつておきたいと思ふます。

○政府委員(中川俊思君) 御趣意をいただきます。まことに感謝にたえない次第です。実は今年度も八百億ほど要求をいたしておるのであります。どの程度大蔵省がこれに應じてくれます

るか分かりませんが、しかし通産省といたしましては、全力をあげて最大限のものを獲得したいというふうな考へておりますから、よろしくお願いいたします。

○豊田雅孝君 その点につきましては了承いたしました。

次に、石炭産業が不況産業の一つの大きなポイントになってきておるわけでありまして、これにつきまして、石炭不況対策いろいろ講ぜられてきたと思ふのであります。その進捗状況をまず伺いたいと思ふます。

○説明員(樋詰誠明君) 御承知のように、今年の五月二十九日に閣僚懇談会におきまして、石炭不況対策について決定が下されたわけでございます。自來その線に沿つて対策を進めてきたわけでございます。

内容的に、まず第一にわれわれが当初考へておりましたよりも、どうも鉱工業生産の伸びが少いということのため、五割の生産制限ということ、貯炭が必要以上にふえることをある程度業界自体で自粛してほしいという申し入れを業界にいたしまして、これは大體大手、中小ともに守られ、結果的に守られたと申します。大體五割の生産制限ということと上期はきたわけでございます。

それから第二に貯炭融資でございますが、これは三月の末、すなわち三十三年度が始まりましたときに、大體業界に約二百二十万トンの貯炭があつたわけでございます。それを五月の末に、大體推算いたしましたところでは、九月の末にはどうしても四百二十万トン程度石炭界として貯炭を持たざるを得ないことになるのではないかと

そこで四百二十万トンの貯炭が石炭業界として可能なごとく、必要な融資を日本銀行初めその他の関係金融機関に對して強力に要請するということになりました。これはその結果、御承知のように九月三十日は四百三十万トンの貯炭を石炭業界が持つて下期に入つたわけでございます。大體閣僚懇談会で考へておりました融資がほぼ順調に行われて、そうして下期に滑り込むことができた、そういうふうに考へております。

それから、そういうふうにかく貯炭をできるだけふやさないという努力、それから、そうしてもやむを得ず出る貯炭は持ち得るだけの金融的なバック・アップをするという措置と並びまして、下期における競争燃料でありまして、重油あるいは輸入石炭というものを、これを国内産業の需要のぎりぎりところまでとにかく押さえるということにいたしまして、具体的に申し上げますと、重油につきましては、年間、年度当初に考へておりましたものよりも五、十、十キロの重油の削減をいたしたわけでございます。それからまた、石炭鉱業整備事業団で、非効率炭鉱を買い上げるというところを、三百万トンを目標に行なつてきたわけでございますが、実績にかんがみまして、大體予定よりも一割ばかり安く各炭鉱の買い取りができるということが判明いたしましたので、買い取りワケを一割ふやしました。三百三十万トンにふやすことになりました。大體現在までにほぼ二百四十万トンばかりの非効率炭鉱の買い取り契約を済ませまして、そうして炭鉱が不必要につぶれたりすることを防ぐ意味、あるいは貯炭が急激にふえぬと

いう意味において少なからぬ貢献をしてきたと、こう思つておる次第でございます。

なお問題は、現在常に問題になつておりますのは、今後の貯炭金融をどうするかということでございますが、大體現在貯炭がございまして、ほとんど大手でございまして、中小炭鉱は四百三十万トンのうち五十万トン程度の貯炭しかないという格好でございます。われわれといたしましては、大體、下期に二千八百万トン程度の需要があると思へておりますので、下期の生産を二千五百万トン程度に押さえることができません。大體来年の三月の末には、ほぼ本年度の当初と同じ程度にまで全体の石炭の、大口需要者も合せてございまして、貯炭は減り得ると思へておりますので、何とかその線に持つていけるように、今年下期から来年の上期にかけての金融を円滑にするように、今後とも万全の努力をしたいと思へております。

○豊田雅孝君 今の貯炭融資というのは、いわゆる救済融資というふうに見えていいものかと思ふのであります。もしもそうだとすれば、この救済融資として出ているものが金融機関別に現在までにどの程度出ているか、それをお聞きしたいのです。

○説明員(樋詰誠明君) 金融機関別に正確な数字は今ここに持ち合せてございせんが、大體、大手の十八社で一般金融機関、いわゆる市中銀行から借りておりますものが約六十億でございます。そのほかは、これはいろいろ組合金融を受けているもの若干ございまして、われわれの方で正確に一応報告をとつておりますのは、三分の二を占

めております大手で、大體六十億の金を一般市中銀行から借りておるということになつております。

○豊田雅孝君 特に承わりたいのは、中小炭鉱の救済融資、これが中小企業金融公庫、それから商工中金等からどの程度出ているか、それを承わりたいのであります。というのは、そういう救済融資が出るによつて、一般の中小金融に穴があいてきやしないか。それらの年末金融対策などはどういうふうにしなければならぬかという關係から、特に承わつておきたい。

○説明員(樋詰誠明君) 詳細な数字はあらためて申し上げることにいたしますが、一応われわれといたしましては、当初、商工組合中央金庫と、大體、石炭に對して二十億ぐらいの組合金融をやつてもらふかという相談をしたわけでございます。大體商工中金の方も、石炭の方に二十億要するというのであれば、それに應ずるという用意があるということであつたわけでございます。ところが、現実には今までわれわれ、中小炭鉱に對しまして、できるだけ協同組合を作つて、お互いに信用力を補充し補強し合ひながら、組合金融というルートに乗つて切り抜けるようにということを指導し、勧奨して参つたわけでございますが、今までのところ、残念ながら、北海道の一部と西九州の一部にそういう組合が結成されただけでございまして、一番中小企業炭鉱の多い北九州ではまだ全然成立を見ておりません。私が具体的に知つておりますところでは、西九州で七千万円ばかり組合金融を受けたというだけで、あとどこがどの程度受けた

かという事は、まだ調査が進んでおらない次第でございます。

○豊田雅孝君　そうすると、組合金融の形で救済融資をすべきものが二十億ということになっておつたのだが、ほとんど出ておらない、こういうわけでありますが、組合金融の形でなく、中小企業金融公庫から出そうといつておつたものがどの程度になつてゐるか、その進捗状況がどんな程度になるか、これについてあわせて一つ伺いた

い。

○説明員(樋詰誠明君)　特に中小企業金融公庫と申しますか、大体われわれの方、石炭関係の中小企業金融公庫の貸出額を三千万から五千万にふやしていただきたいというようなことを大蔵省と折衝して、ほゞそういうふうになるであらうといふところまではきてゐるわけでございますが、御承知のように、大部分の炭鉱につきましては、これは単独ではなかなか借りにくいといつたような関係で、組合金融という格好で、お互いに信用を補充し合はな

い限り、簡単に金融機関の方で貸していただけないといつたような関係にございまして、今までのところ、そういう特に金融公庫あたりから借りてこの危機を切り抜けたという例は、残念ながらほとんどないのであります。

○豊田雅孝君　そうしますと、大手の石炭業者十八社は市中金融機関から六十億救済融資を受けているのであります。中小炭鉱の方は、ほとんど救済融資を受けておらぬといつてもいいような状態である。用意はせられたけれども、画にかいたものよりなことになつてゐるというような結論になるわけでありまして、それで一体いいの

かどうか。中小炭鉱は非常に苦境にこれがためにあるのじゃないかといふふうに考えますが、この点に対する御見解はどうですか。

○説明員(樋詰誠明君)　先ほど申し上げましたように、中小企業炭鉱の中で非能率の炭鉱、これの買い取りを非常に急いでゐるわけでございます。現在までに二百四十万トンの生産能力に相当する炭鉱の買い上げを終りまして、大体今年度の末までは三百十五万トンまで買い取りを終る、こ

うことで、現在契約の価格をどうするかといつたような取りきめの交渉を盛んに進めてゐるわけでございます。それと、先ほど申し上げましたように、現在四百三十万トンの貯炭がいゝゆる石炭界にあるわけでございますが、そのうち大手の部分が三百八十万トン、中小は五十万トンといふことござい

まして、大手の方はこれは一月以上の出炭に匹敵するものをかかえてゐる、ところが、中小の方は十日分余といふことございまして、この現象は、確かに中小炭鉱は非常に経営的に苦しいといふ面もございまして、同時に、取引先が大手は安定してないといつたやうないろいろなことから、大体売れる炭しか振らないといふことで、ある程度春以来自衛体制というやうなものもつてきてゐるというやうなこ

とで、大体ここの九月以降貯炭がふえつたのでございまして、大体炭価もほゞ安定といふやうな格好で、横ばいの格好になつております。現在のところ、中小炭鉱の方に特に今以上に新しい融資をして貯炭をふやすという必要は積極的に少くともない。大体ある程度整理するべき、とい

とあるいは語弊があるかも知れませんが、非能率で非常に経営がむずかしいといつたやうな山が、相当部分事業団に買い取られたといふやうなことで、円満に済んだといふやうなことであります。その対象にならなかつたといふ山で、やむを得ずつぶれたといふ山も若干はございまして、しかし大体今年の夏ごろからあつた、ほとんど貯炭の増加といふやうなことも中小炭鉱にはそう見られませんが、大体現在程度の石炭需要が縮く限り、経営的に苦しいながらも、一応回転していくといふことは可能ではないか、こ

う思つております。しかし、われわれがいたしましては、今後石炭炭業が、特に中小企業が金融的に参入するといふことのないために、倒産あるいは失業者が出るというやうなことがないように、できるだけ努力していきたい。そのため

に、とにかく二人でも三人でもいいから一つ組合でも作つて、そうして中金の方ではいつでも受けるといふことを言つていただいておるのでございまして、それを現地の局を通じて、人数はどうでもいいから、ほんとうに信用し合つた形で組合を作つて、組合金融という格好で少し金融的なバックをつけるようにしていきたいといふことをお願いし、また指導しておるのであります。

○豊田雅孝君　先ほどの答弁によりまして、貯炭は現在四百三十万トンぐらゐに九月末になつた。そのうち中小炭鉱関係が五十万トン、約一割以上が中小炭鉱の貯炭なんです。ところが、大手の救済融資が六十億といふので、大手の割に貯炭は、やはり六億ないし十億ぐらゐの貯

炭融資が中小に向いて行かれておつて、ほとんどなくなるのじゃないかといふことになるわけですが、今聞いてみると、七千万円ぐらゐで、もうほとんど出ておらぬ。これでは非常に中小炭鉱は困る、企業整備に追い込まれておるのじゃないか、それを待つてゐるのだといふことじゃあまりにもひどいんじゃないかといふふうに考えられます。組合結成による組合金融指導までしてゐるのだ、それに乗らぬのだといふことではあります。その原因は、どこにあるといふふうに考えられておりますか、その点伺つておきたいと思

います。

○説明員(樋詰誠明君)　非常にむずかしい問題でございますが、たとえば一昨年参りました世界銀行のソフレミン石炭調査団あたりからもそれを指摘されたのでございまして、とにかく日本の中小炭鉱同士、あるいは大手と中小といつたやうな炭鉱の中が、お互いに助け合うといふよりも、むしろ敵対し合つてゐるのを見えるといふやうなことで、これはそういうことを外国人から指摘されるのは、はなはだ残念だと思つてゐるわけでございまして、今までの長年のいろいろな関係等から、お互いに協力してやつていただくと、お互いに

うっかりして損だけかぶつたら困る、といふやうな不信の念がぬぐい切れな

いといふところに根本的な問題があるのじゃないか。これはなかなか一朝一夕には解決しないと思つてござい

ましては、何百人おられる中でござい

○小幡治和君　最近の鉱山災害のい

思ひます。

○政府委員(小岩井康明君) 最近の災害の状況を見ますと、まず、その原因を分析するわけでありますが、現在の法が悪くて、法に欠陥がありまして災害が起っているというよりな例はまずほとんどございせん。最近の重大災害について見まして、最近坑内出水、特に昔の採掘跡、古洞にぶつつかして出水を起すというのが非常に多いのでございしますが、これも鉱区外に出まして、自分の鉱区の外に出まして、他人鉱区の古洞にぶつつかして出すというよりなわけでありまして、これは当然、鉱業法の違反行為をやっている、こういう行為がなければそういう重大災害を分析しませんが、最近の重大災害を分析しませんが、ほとんど法の違反をやつて災害を起しているというよりな実情にありまして、必ずしも重大災害には限りません。ほとんど全部の災害を分析した結果でも、法の不備であるというために起つたと考えられるものはほとんどないという実情であります。

それではどこが悪いという問題になるのでありますが、先ほどもちよつと触れましたように、最近の災害はほとんど中小で非常に多く起されている。特に昨日来、保安監督員の問題も出ましたが、千人以下、保安監督員を置いていないような、さらにそれよりも小さいようなやつで非常に大きく災害が起された。千人のところを境を置きますと、かなりそこに大きな開きがあるわけでございます。最近の中小炭鉱の調査をいたしました結果でも、特に目立ちますのは、非常に法規の違反をたくさんやつていてという点が一つと、それから鉱区自体が非常に零細な

鉱区でありまして、もうその鉱区内はほとんど炭がない。炭を出そうとすれば自然他人鉱区に進出せざるを得ないというよりな関係にありまして、私どもの保安の面から見ますと、特に中小の災害の多いのは、経済的な問題と、それから自然的な自然条件からくるもの、大きく見ますと二つに考えられると思うのでありますが、そういう関係で災害が起されているのでありまして、法規の点で起されるという点につきましてはほとんどない。特に起つてくるのは法の違反をやつて起つてくる。そこで監督の問題も出てくるわけでありまして、私の今の現在の監督は、予算の面におきまして、ただいま触れませんでしたようにもろろん十分ではございません。しかし、鉱務監督官の巡回検査と申しますのは、非常に毎日山が変りまして、坑内の事情が全部違う関係で、なかなか簡単な仕事ではないのであります。しよつちゅう同じ坑内に下つておられます者でも、坑内で作業するの非常に危険が多くて、特に坑内事情の変わった山を次々に監督することになりますと、非常に骨の折れる仕事であります。もちろん、監督官でも犠牲者を出すということがございます。私も、二十数年勤めておるのでありますが、監督官の中でも三人ばかり犠牲者を出しているというよりな関係で、巡回監督の仕事そのものも決して楽なものではないのであります。現在でも一般の鉱務監督官は、巡回監督に一周前後、それから変災などがありまして調査の日数を入れますと、月に十日前後は、場合によりましてはもう半月くらい出る場合もございましてけれども、ならしまして十

日前後出る場合が非常に多いわけでございます。これ以上たくさん予算をいただきましては、実際はなかなかできないというよりな関係で、私どもの方では、もう先ほど触れましたように、一千万円もふやしていただきますれば、十分な巡回監督ができるというふうに考えております。しかし現状では、格づけ制をとつておまして、予算の関係で各鉱山の危険度に応じて分類をいたしております。特に危険を多く内包しております鉱山につきましては月に一回、あるいはもつとひどい場合には二回も三回も参ります。大体まあ月一回回るといふ原則であります。さらに危険性の少ないものにつきましては二月に一回、三月に一回といふふうに、まあほとんど危険の予想の少ないものにつきましては年に一回、あるいは集团的に、ほとんど一年一回回れない、五つか六つ合せまして、まあ一べんに年に一度やるといふよりな、そこに段階をつけて監督をいたしておるわけでありまして、さらにまあそういう格づけ制を強化いたしまして、最も危ないと思われる炭鉱に集中巡回をいたして、災害の減少をはかりたいというふうに考えております。

○小幡治和君 今の答えですと、大體法の不備、欠陥ということから災害というものはないのだ、要するに法の違反が原因なんだということになると、思うのですが、衆議院の商工委員会の付帯決議で、政府は鉱山保安法の根本的再検討を行うとともに、というふうな文句が入つておりますけれども、これについては、政府の考えとしては、根本的再検討というものは必要ないというお考えのように今、承りました。

○政府委員(小岩井康明君) これは今回の保安法でも改正いたしておりますように、他人鉱区に侵掘いたしました場合に、まあ保安法では、今回の改正で、監督部長並びに監督官が危険であるという場合には、とめることができるように改正をいたすわけでございます。が、これも侵掘の行為それ自体は、私どもの考えでは、鉱業法で改正してもいいという考えを持っておつたのであります。鉱業法の根本的改正に間に合いませんので、特に国会におきまして、その間だけでも、とにかく東中鶴のような実例がございまして、その間でも一つ早く直せというよりな御要望もありまして、特に保安法の方で侵掘した場合のとめる改正をいたしたわけでありまして、これももちろん内容におきましては、侵掘した区域あるいはその原鉱区、侵掘しない前の鉱区でありまして、そちらの方に危害のある場合にのみ、とめることができるのであります。もし危害がなければ、やはり鉱業法の方で侵掘行為をとめるというふうな考えをいたしますので、こういったものも、できれば完全に鉱業法の方でやつてもらいたいという考え方をかねて持つておつたわけでありまして、ところが国会の要請もありまして、その間でも災害がとんとん起り得る、それを一刻も早くとめる方法を講じろというよりな関係で、保安法を改正した、まあこれは一例でございますが、そういうことであります。

○小幡治和君 結局、災害というものは、大きな炭鉱にはそれほどない。また、それに対するいろいろな防除の面においては、人的あるいは資金的にも

大きな炭鉱は相当やつておるが、中小炭鉱で災害頻発の危険というものが非常に多いことなんで、結局、そういう群小の中小炭鉱に対する指導監督の強化というものが、一番大事なことだと思ふのですけれども、先ほど予算の面でもいろいろ論議されました通り、私自身としても監督官の増員を十分やつて、そうしてそういう面に対する徹底的な指導監督というものをやる必要があるというふうに思ふので、その点について政府の所信を伺いたいとともに、もう一つは、保安監督員の制度というものが、そういうふうに中小炭鉱に非常災害が多いということになるならば、中小炭鉱すなわち千人以下のところにも監督員を置く、というふうな法律改正というものは必要ないのかどうか、そういう面は要するに行政指導でいいのかどうか、という点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安監督員は千人以上の労働者のおりする山に置くことになっておりますが、もちろん千人以下でありまして、必要がありますれば、監督員の選任を命ずることができるようになっております。現在でも、昨日資料を配付いたしましたように、石炭関係では、千人以下の山でも二十七名現在のところは選任いたしておりますが、今後さらにそういう方面の拡大をやつてみたい、必要がありさえすれば、いつでも選任できるようにいたしたいと考えております。

ただ、災害との関係であります、中小の災害が非常に多いというのを申し上げたのであります、非常に多く災害を発生しております中小では、監督員を置きますところか、保安管理者自身も十分ななかなか管理者が得られない。たとえば非常に大きなやりそこないをやりました、私どもの方で保安管理者の解任を命じまして、今度はそれにかわる保安管理者はもつと程度の低い人がさらに出てくる、というようない関係で、なかなか、選解任をいたしても、十分改善がされないというくらいに、人がないわけでありまして、そういう関係もあつて災害もよけい起るといふような実情でありまして、一定の保安機構の外にあって自立をさせて、施設の監督官式に見せるといふような余裕が全然ないような山には、災害がよく起つております。こういうような山につきましては、もちろん私どもの方も、係員その他の教育、労働者の教育につきましても、特段に鉱業権者のできない分野について、今後さらに一そう強化をさしていきたい、かように考えております。

○島清君 二十五条の二を追加したいというところなんですね、それで、その末尾のところに、「侵掘した場所の閉鎖その他保安のために必要な事項を命ずることができ」というのですね、「その他の必要な事項を命ずることができ」というのは、具体的にはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(小岩井康朗君) 二十五条の二の「その他保安のために必要な事項を命ずることができ」と、この「必要な事項」の内容であります、侵掘をいたしまして、いろいろ危険な状態が起る場合もございます。そういう場合にはとめますけれども、そのほかに場合によりましては、ただとめると申しましても、まあよくするからあるいは指示をするか、いろいろとめる方法は

ございますけれども、ただとめただけでは十分でないような場合があるわけでありまして、場合によりましては、たとえば侵掘をいたしました区域に出水のおそれがあるというような場合には、ただそこをとめただけでは、もし破れまして水が出た場合には、もとの鉱区の方に大きく影響を与えるような場合も生ずるわけでありまして、そういう場合にはとめるだけでは十分ではありません、さらに坑道を充填するようない場合も出てくるわけでありまして、従ひまして、とめることができ、ただとめただけで不十分な場合には、その危ない坑道を適当に充填をさせるといふようなことも起るわけでありまして、そういう意味を指しておられます。

○島清君 この改正法案の三ページの算用数字の2という所なのですが、「鉱業権者が鉱区外」云々というのがあるのです。この規定と、今御説明いただいた二十五条の二を入れたということとの、内容的にはどう違ひのございますか。

○政府委員(小岩井康朗君) この2の方で意味しておりますのは、これは監督部長がやることになっておるのであります、御承知のように坑内の関係ですと、一々部長の指揮を受けるひまのないような場合がございます。そういうような場合には、鉱務監督官でも部長のかわりに緊急の措置ができる、こういうことを目的としておるのであります。

○島清君 そうすると、なんでございますか、理解しようとするのには、この二十五条の二で不十分な場合にはこれを適用して完璧を期したい、しかしながらこれを命令を発し得る者は原則として部長であるけれども、緊急の場合に間に合わないときには監督官がやり得ると、こういうふうには二十五条の目的を完璧ならしむるためにこういう条文が設けられるのだ、というふうに理解すべきものなのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろんその通りでございます。保安法、保安規則で命令のできるような場合がたくさんございます。そういうような場合に、必ずこういつた条項をつけておりました、坑内の関係から部長に一々指揮を受けるひまのない場合には、鉱務監督官でも部長のかわりに同じ効果が上げられるように、必ずこういふような条項をつけておるわけでございます。

○阿部竹松君 少しおくれで参りましたので、同僚議員の方々が質問されておれば、あとで議事録を拝見いたしますので、その点はそのようにおつしやつていただきたいと思います、が、まずきのうも若干格委員から問題になりました監督員、これをやはり法的に明確に鉱業権者と目される方と、それから従業員の大数多数の推薦といふ、か、三分の一の推薦といふ、まあそういう言葉は抜きにいたしまして、そういうものから一人ずつ一応出すというふうなことは全然お考えになつておらぬのでしうか、その点をまずお伺いいたします。

○政府委員(小岩井康朗君) 私の方といたしましては、昨日も申し上げましたように、鉱山労働者の協力なくしては保安の確保はできないという点は十分に考えておりました、そういう点参加の機構も従来の法規の中に盛られて

おるわけでありまして。法の三十八条申告制度、それから十九条の保安委員会、もちろんこういつた制度がございますので、従来ありますという制度を十分に活用いたしまして、協力をお願いしたいと、かように考えております。

○阿部竹松君 しかしその点についてはきのうも若干触れましたし、お伺いしましたかね。あなたの前の局長さんかその前か僕はよく記憶しておりますけれども、やはり相当大ぜいの犠牲者を炭鉱から出したためにやめられたかどうかからぬけれども、御本人としては、私はあまりにも犠牲者を出したから、私一人の責任とは思ひぬけれども責任をとつてやめました、こういうふうに明言されておる局長もおられるわけですが、元の局長さん、私はその局長一人の責任だと思ひませんし、最高責任者一人に罪を着せるというところは穩当でないというふうに考えますが、しかし、あなたが局長になつてからも、何百名という犠牲者が多く炭鉱から出ております。何万名という人が出ております。よりよい方法を進言し、あるいはそういう意見があつたら取り上げるのがほんとうじゃないですか。あなたが法文の通り、それはあなたがこれで最高のものと考へてお出しになつたでしう、省議でも決定し閣議でも決定したでしう、しかし一人の知恵より二人の知恵でもう少し保安法を守つてつばなものができて、みんなの協力によつても犠牲者を少くする、何万人と毎年出る人が人を少し減らすという方法があれば、別に大蔵省から金をもらつてこなければならぬという筋合い

なからこれを命令を発し得る者は原則として部長であるけれども、緊急の場合に間に合わないときには監督官がやり得ると、こういうふうには二十五条の目的を完璧ならしむるためにこういう条文が設けられるのだ、というふうに理解すべきものなのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろんその通りでございます。保安法、保安規則で命令のできるような場合がたくさんございます。そういうような場合に、必ずこういつた条項をつけておりました、坑内の関係から部長に一々指揮を受けるひまのない場合には、鉱務監督官でも部長のかわりに同じ効果が上げられるように、必ずこういふような条項をつけておるわけでございます。

○阿部竹松君 少しおくれで参りましたので、同僚議員の方々が質問されておれば、あとで議事録を拝見いたしますので、その点はそのようにおつしやつていただきたいと思います、が、まずきのうも若干格委員から問題になりました監督員、これをやはり法的に明確に鉱業権者と目される方と、それから従業員の大数多数の推薦といふ、か、三分の一の推薦といふ、まあそういう言葉は抜きにいたしまして、そういうものから一人ずつ一応出すというふうなことは全然お考えになつておらぬのでしうか、その点をまずお伺いいたします。

○政府委員(小岩井康朗君) 私の方といたしましては、昨日も申し上げましたように、鉱山労働者の協力なくしては保安の確保はできないという点は十分に考えておりました、そういう点参加の機構も従来の法規の中に盛られて

おるわけでありまして。法の三十八条申告制度、それから十九条の保安委員会、もちろんこういつた制度がございますので、従来ありますという制度を十分に活用いたしまして、協力をお願いしたいと、かように考えております。

○阿部竹松君 しかしその点についてはきのうも若干触れましたし、お伺いしましたかね。あなたの前の局長さんかその前か僕はよく記憶しておりますけれども、やはり相当大ぜいの犠牲者を炭鉱から出したためにやめられたかどうかからぬけれども、御本人としては、私はあまりにも犠牲者を出したから、私一人の責任とは思ひぬけれども責任をとつてやめました、こういうふうに明言されておる局長もおられるわけですが、元の局長さん、私はその局長一人の責任だと思ひませんし、最高責任者一人に罪を着せるというところは穩当でないというふうに考えますが、しかし、あなたが局長になつてからも、何百名という犠牲者が多く炭鉱から出ております。何万名という人が出ております。よりよい方法を進言し、あるいはそういう意見があつたら取り上げるのがほんとうじゃないですか。あなたが法文の通り、それはあなたがこれで最高のものと考へてお出しになつたでしう、省議でも決定し閣議でも決定したでしう、しかし一人の知恵より二人の知恵でもう少し保安法を守つてつばなものができて、みんなの協力によつても犠牲者を少くする、何万人と毎年出る人が人を少し減らすという方法があれば、別に大蔵省から金をもらつてこなければならぬという筋合い

のものじゃないから、そういうことに同調されるのが当然じゃないですか。あなたはこれでもう百パーセント自信を持って出したのでしようけれども、これで偉大な成果を上げるというように判断なさっておるのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安監督員の選任は、現在の法規におきまして、経営者側から選任せよとか組合側から選任せよとかいうことはうたつてないものであります。たびたび申し上げておりますように、組合の方から出しても資格のある者でありさえすれば、私の方では当然受けるわけでございまして、むしろそういう面からは労使双方でお話し合いを願つた方がいいのではないかと、いろいろにも考えております。

○阿部竹松君 きのう御答弁なされたことを繰り返して私は質問しているのではありませんから、きのう答弁されたことぐらひは記憶しておられますから、重複しないように一つお願いします。私の言うのは、あなたの方からいただいた資料を見ましても、敢然としてわかる通り、一名以上というところになつておりますけれども、それぞれ九州から北海道までの実態というものは、ほとんど経営者の代表が一人である。あなたが、もしそれが違ふ、これは双方から出さねばならぬ、二人以上ということになっておられる、二人おる、そういうことがあつたら、ここで具体的に示していただきたい。あなたが口で言う通り現地はなつておらぬ、それでよろ。否定するのだつたら、どこの山でそういうことをやつておるのだということを明示していただきたい。

しかし現実には、そういうことになつておらぬから、毎年変えるわけにいかぬのだから、たまたま新しく改正するときであるから、そういうような方法を講じたいか、かたがた、そうすれば、一人でも、今申し上げました通り、災害が起きないし、犠牲者が減るというようなことを十分討議してやろうではないかというのに、あなたは、きのうの答弁のむし返しで、現実に災害が起きる……。あなたの百パーセント、これで大丈夫です、私が責任を持しますという御答弁がおりますれば、私は主張しません。御自信のほどを一つお示し願ひたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安監督員の内容につきましても、私の方では資格だけしか審査いたしておりませんので、組合側の方々が選任されておる山がどこかという点になります。はつきりお答えできません、実例はあげることができないわけでございます。

○阿部竹松君 そうなると、まことにずさんきまりなきものであつて、あなたは、もちろん中央におられるから、各現地をお回りになることは不可能でしょう。しかし監督員というものは、多いところは一月間に三度、少いところでも、三カ月に一ぺんぐらい回つておつて、監督員はどなたがやつておるか、管理者がどなたであるか、坑内の条件がどうなつておるか、これは機動的にお調べになつておるのだと思ふ。あなたは知らないから——口ポツトだ。それだから、そういう答弁しかできない。こういうことで万全だ、こういうことになるのであつて、そこでたまたまそういうことについ

て、僕が若干勉強したから、少しでもよい方法ということ、あなたは全然進言しておるのです、あなたは全然知らないといふことになれば、とてもあなたと討論しても始まらないということになります。あなた全然お知りにならないわけですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 監督員が、どこに選任されておるか、そういう点については、十分わかつておりますが、はつきり組合側の所屬として出ておる監督員がどの山におるかという御質問に對しましては、はつきりお答えすることができないのであります。

○阿部竹松君 それだから、その監督員は、悪い言葉で言へば、監督員は、それぞれの各山へ行つて、会社の経営者と会つて、坑道のいいところだけ見て、帰りに、それぞれ各山にクラブがあるものだから、そのクラブで一ぱい御馳走になつて帰るだけだ、こういう極端なことを言う人がいる。私はたまたま札幌で聞いてきたところによると、この前の委員会でも申し上げましたが、予算がないので、二等の旅費を三等にして回数をややして歩いておるという、まことに涙ぐましいような監督員もおるわけですね。しかし、半面、今申しました通り、そういう話をして

いる人もあるの、そういう誤解を一つ掃くためにも、私は明確にお示しを願ひたいと同時に、やはり、一人より二人でとにかく何千名、大きい所は一六六千名もおるのだから、こういう所に、たった一人しか設けておらぬでは、こういう制度があつても、制度はいつつこうだが、全然一人で、とにかく坑内は何十キロとあります、何十キロと。それを一人でいかに優秀な人

だつて回つて見ることは不可能でしょう、現実の問題として。

それを一人設けるのに、あなたなぜ反対しなければならぬか、反対する理由を、納得のいくように一つ説明してもらへば——私は、その方が災害が少しでも減るのではないかと、きわめて自分としては、建設的な意見だと思つておるのですから、そういうことは必要ないというならば、必要ない理由はかくかくですという御答弁があれば、私は了解します。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安の確保につきましても、前々申し上げておりますように、鉱業権者に、全責任を現在の形の上では負わしております。従つて労働者千人以上の山におきましては、鉱業権者が責任を持ちまして、鉱業権者が選任したわけでございます。従つて、先ほどもお話しいたしましたように、その監督費の内容につきましては、私の方は云々いたしておらないわけでありまして、鉱業権者の責任において選任した者が、資格がある場合には、私の方はいつでもお受けするといふような態勢をとつておるわけでありまして。

私の方で、なぜ保安監督員を、鉱業権者に全責任を持たしておまかせしておるかという点につきましては、二、三その理由を御説明申し上げますと、千人以上の鉱山につきましては、現在非常に保安の成績が、りつぱな成績をあげておるわけでありまして、まあこれだけ見ますと、世界の水準に、ほとんど近い成績をあげております。もちろん災害が絶無というわけではございませんが、一般の監督員以外、法で定められております保安機構

もかなりしつかりしております、ただ、人数が多い、規模が大きい関係で、なお従来あります正規の保安機構のほか、さらに二重に自己規律のための監督員制度というものを設けておりました、二重に監督員をいたしておるわけでありまして。この監督員の勧告がなくとも、保安管理者以上十分な体制を持つております。仕事の内容といたしましては、十分にできるものであります。規模の大きな千人以上の山につきましては、まあその中に少しも漏れるようなところがあつてはいかぬという心組みから、二重監督制度をいたしまして、保安監督員を選任して、二重に見る、管理者以下のやつてい

ることに、さらに別の面から監督をいたすという組織になつておるわけでありまして。最近調べました監督員の勧告の内容につきましては、従来自己規律でやつておるということ、あまり深く立ち入つておりませんでしたが、最近の例を見ますと、かなり大きな問題から小さい問題に對しまして、すべてかなり広範囲に監督をやつておる山が数多くありまして、これらにつきましても、なお一そう勧告の内容あるいは監督員の勧告の仕方につきましても、今後十分に立ち入りまして、決議にもあらりましたように、今後一そう効果あらしめるように努力をいたして参りたいと、かように考えております。

○阿部竹松君 経営者の全部責任でやつて、そしてその他の人、責任がない、あつて責任は、経営者にある。ですから経営者にやらせる、こういう御答弁ですから、これ以上あなたにお尋ねして法案を直せと言つても、困

議で決定したことでもあり、あるいは最高責任者である高崎さんでもないから、局長のお立場では、それはよろしゅうございますということは、とうてい言えないから、よくわかりますけれども、しかし実際問題として局長の最後におっしゃった、大いに努力しますという言葉は、僕は委員会できついようですが、あなたから何十回も聞いて

点でしょうが、しかし災害の事その他につきましても、毎年多少違いがありまして、北海道は非常に悪かったのが、最近はよくなった、九州は、一時幾らかいいというのが悪くなったたりしているわけですが、総じて、もちろん九州の方が災害率が高い、これは主として、中小が数多くあるというように点に尽きると考えております。

たゞ、御承知の通り、あそこは非常に中小炭鉱が多くて、しかも鉱業権者が何回もかわつておるといったようなことから、以前に掘られた、いわゆる古洞の所在といったものが、戦災ですつかり戦前の書類が焼けて、はつきりしていないというようなことのたります。

東松浦郡の元中島鋳業等においては、あなたもお聞きになったかもしれないけれども、図面問題で福岡通産局と福岡の監督局で意見が食い違ったという話を聞いておるわけです。

従つて、その成果がいつごろ上るわけですか。そういう内容について、これからやるんですから、いついつまで明確になるということとは御答弁できな

の通産局長にも通達したいと思ひます。

○阿部竹松君　その問題は、とにかく今あなたのおつしやる通り、最初から十分嚴重にやるのは、けつこうだけれども、問題は、とにかく事故が起つてから、あれがよかつた、これが悪かつた、ということは、ややもすれば、表面に出てくるわけですね。従つて僕は、法

よく理解しているつもりですが、実際問題としては、現地では毎回々々災害が起きて、災害が起きた日と起きない日とを勘定すれば、災害が起きない日が少ないのです。実はこれはおわかりかどうかわかりませんが、その辺に課長さんたちもお聞きになっていると思いますから、その方たちはわかっているでしょうが、坑内の事故が起きない日よりも起きた日が多いのです。ですから、これは統計が示すところですか。

○阿部竹松君、それに關連してですが、これは桶詰さんの方の關係になるかも知れませんが、九州の場合です、これは鉦業權者のやる場合であつても、租鉦權を設定してやる場合も、一応あなたの方、あなたの方といつても、九州の場合は福岡通産局でしようけれども、そこに責任を持たして、施業案なら施業案を出して、それぞれやるわけですが、そこであなたのの方で法規通りの手続をしてやるけれども

めに思わざ古洞にぶつかつて出水事故を起したといつたような例が相当起つてきたわけでございますので、われわれといたしましては、とりあえず本年度の予算の中から二百万円を、そういう古洞関係の調査あるいは出水指定という関係に流用するということについて、大蔵省とお話し合ひをいたしまして、とりあえず予算のかからないのでできるという原図の徴収ということは、すでにこの夏から始めて、それ

いにしても、あまりにルーズ過ぎるという酷評をしている人もあるわけですね。ですから、そのあたり、もう嚴重にやつてもらわなければ、いかに保安局長を攻め立てても、片方でルーズにやつて——盜炭、盜掘は、今度まただといふ嚴重になりました、嚴重になつても、やる人はあるでしょうけれども、盜炭、盜掘をやつているところを抜きにしても、大体、いづごろあなたの方ではできるのですか。

律をく知りませんけれども、あなたの方でルーズに妥協して、何でも認めて、手続を済ましてしまつと、これは保安局としては、困るじゃないかという話ぐらい、保安監督部でできたとしても、これはだめです。一切がつかいでも拒否することもなかなか常識的にはできないわけです。あなたの方で、全くよろしい、最後のあれは通商産業省ですから、これはけしかりませんぞという話し合いは十分やられるでしようといふ。

ら、これは私は単にあなただをどうこう
というところではない、そういう事実を
私が知っているがゆえに、国会答弁だ
けで努力します、あるいは大いにやり
ますというだけでは、了解できないの
であつて、しかし劈頭申し上げた通
り、これ以上あなたにお尋ねしても無
理でしょう、私の方が無理だと思ひ
で、やめますけれども、しかしそれ

も、九州の方は、老朽の山が多いからやむを得ないということで、どうも同じ通産省を中心とした一つのルールがあるにもかかわらず、九州の方はルールだという話をときどき聞くのですがそれはそんなことはないという御答弁であらうけれども、そういうようにしんしゃくしてやるということは、これはごさいせんか。

から現地と原図との総合調査というより、うなことを始めたわけでございます。が、来年度二千八百万円、再来年度二千三百万円、合計五千三百万円の予算で、焼失して、なくなりました古洞の連絡を完全に復旧するということによつて、今後の鉱害を防止するのに、できるだけ役立たしたいということ、目下せつかく努力中でございます。

○説明員(樋詰説明君) 施案案の認可に当りましては、御承知のように、必ず通産局長は、保安監督部長に相談して、その同意を得てやるということになつておりますので、今阿部委員から御指摘のあつたような、保安監督部長が反対していたけれども、通産局長が押し切つたというようなことは、まずないものと私は確言しております。

けれども今までの例として、最終的に
けとはしたというのではないというよ
うに承わっているのですが、しかしそ
の点は、それでよろしゅうございます。
そこでそれに関連してですが、もし
鉱業権の取り消しをやってから六十日
間、今度の改正案で六十日間は、許可
しないのだ、これは少し短か過ぎやし
ませんか。これは福井さんの方になる

それとして、九州と北海道の災害の率ですが、これはきわめて九州に多い、中小炭鉱があり、老朽山があるからやむを得ないということも言えるでしようけれども、特に九州の方が多いという理由は、これは保安局としては、どういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん九州の方が多いのは、中小炭鉱が、非常に九州の持つている面が広いという

○説明員(樋詰説明君) 私の承知しております範囲では、たとえば施業案をいろいろ申請してきた場合、その場合の認可基準と申しますか、もちろん今各局別にルールが違っておるわけですが、これはむしろ福岡の管内のざいですが、これはむしろ福岡の管内が一番体系も整備されて、一番詳細なものを取っておるというふうに承知いたしておりますし、今、阿部委員からおっしゃったような、手心を加えてい

○阿部竹松君　そりしますと、樋詰さんの方で、これから始められるということなんですが、これは現地でやられることですか、最後の監督はあなかながなさるんでしようけれども、しかし現地でなされることなんだからやむを得ないとしても、また施業案等その仲の手続内容等について、ルーズにやられれば、これは保安局においてまことに迷惑千万だと思ふのです。長崎県の

もしそういう例があつたといたしますれば、これは何と申しまして、人命の保護ということが、これはもう最大の問題でございますので、施案策の認可に当りましては、十二分に保安監督部長の意見を聞いて、そうして極力災害が起らないという確信を持つたときでなければ、認可しないようにということにつきましては、これは嚴重に現地に

かもしませんがこの問題については、どちらからでもけっこうです。

○政府委員(福井政男君) これは、あるいは御批判もあらうかと思ひますし、あるいはまた反対の御意見もあらうかと思いますが、この現行鉱業法で六十日という期間をほかの条文でもとつておきますし、大体、まあ六十日間鉱業権を設定しないで、期間を置いておけば、十分ではなからうか、こゝい

うことで検討の結果、六十日というこ
とにしておるわけでありませう。

○阿部竹松君　そこで、きのう大臣と
話した点が出てくるのですがね。大体
明治三十八年、日露戦争当時の条文の
九十九がそのままだとすよ。二十五
年に、とにかく改正された点が百分の
一、文句は、それ以上多いでしょうけ
れども、精神というものは、大体九
九までが明治三十八年の精神にのっ
とつておるという事は、これは言え
ると思ふのです。従つてほかの条文
が、六十日だからといって、この精神
を生かすといふことになれば、六十日
の期間などというものは、まことにつ
けたりであつて、その中に、果して改
革するよきな仕事ができるかどうかと
いうことになるし、せめて半年か一年
ぐらひは、やはりだめですといふくら
いのことにならなかつたら——どうで
すか、福井さん、完全に精神が生きて
いふことになると、言えないのでは
ないでしょうか。

○政府委員(福井政男君)　この条文に
つきましては、仰せのようにいろいろ
の意見が出るわけですが、鉱業権の
その鉱業権者には、その鉱区につきま
しては、鉱業権出願の権利がなくなる
といふふうな規定を置きますと、ほん
とらよほど徹底したものであるわけ
であります。

ただ御承知のように、現行鉱業法で
は、先願主義をとつておりました。出
願者につきまして制限を設ける方式を
とつていないのであります。この点に
つきましては、能力主義あるいは資格
要件、こういう問題をどういふふうに
加味していくかどうかという問題は、

鉱業権の非常に大きい問題の一つでござ
いまして、十分検討いたして参りた
い、かように考えております。

ただこの条文につきましては、そう
いふようなことで徹底していいでは
ないかといふらみがございまして、こ
ういふ規定をお願いいたしておるわ
けでございまして、六十日ということ
は、常識的にこのくらいの期間を置け
ば、ほかの一般のものもその鉱業権の
取り消されたことを承知するに十分な
期間ではなからうかといふことで置い
てあるわけでありませう。

○阿部竹松君　そうしますと、まあ一
本の法律ですから、ほかの条項との関
連もあり、一応、こういうようにした
のだが、精神としては、やはり長くす
れば十分達成せられるから、そうしま
すと、そこまでは、大体さういふよう
に聞えたのですが、きのう若干話され
たように、もし来年改正されるという
ことになれば、こういう点も、十分福
井さんの今おっしゃつたような意見が
取り入れられるといふように判断して
よろしゅうございませうか。

○政府委員(福井政男君)　仰せのよう
に、取り消しを受けた場合の跡始
末の問題につきましては、今後全般的
に改正をするという見地から検討いた
します場合には、私もその部分につ
きまして、十分検討いたして参りた
い、かように考えております。

○阿部竹松君　その次にお尋ねします
のは、きのうも若干話が出ましたが、た
とえば鉱業権者が変わつても、永久に鉱
害の点については責任を負わなければ
ならぬといふひもがついていくわけ
です。そこでその鉱害問題ですが、これ

は毎回論議もしたので、あまり深
く触れさせないで、九州では、口
悪い言葉ですが、鉱害屋とか、鉱害成
金があるといふことで、政府の補償四
〇〇が、必ずしも有効に使われておら
ぬ。従つて筑豊のどまん中に、まだ池が
たくさんございまして、これは保安局長
さん、石炭局長さんでも、鉱山局長さ
んでも、御承知でしょうけれども、こ
れはどうも、仏作つて魂入れずで、政
府がせつせと二十七年から百一億です
か、あるいは特別鉱害、こういうことで
膨大な金を持ち出して、成果が上つ
ておらぬ。こういうことで問題になつ
ておりますし、今週ですか、先週です
か、私もよく記憶がありませんけれども、
「サンデー毎日」かなにかに、相当ひどく
批判した記事が載つておりましたが、
これは、原因はどこにあるのですかね。

○説明員(徳詰誠明君)　今、先生の御
指摘の、鉱害成金というよりな部分
に、せつかつたの復旧費が相当食われて、
そのために復旧がはかばかしくないと
いうことは、まだ勉強でつまびらか
にしておらないのでございませうが、わ
れわれとしては、さういふこと
ないようにといふことをもちろん念願
といたしまして、原則として炭鉱害
を与えた炭鉱に、まず復旧工事をさせ
る。ところが復旧工事をさせるのが、
どうも不信用だといつたような場合に
は、例の復旧事業団自体に工事の施行
者といふことを命じまして、復旧させ
るといふことになつております。

で、今御指摘のあつたようなことは、
理屈の上では、あまりあり得ないの
じゃないかと考えておりますが、もし
御指摘のよきな点がございまして、そ
のために鉱害の復旧がおくれていると

いつたようなことがございすれば、
これは早速に調査いたしまして、せつ
かつたの金——特別鉱害で百十億、一般
鉱害でも、すでに五十億以上つき込み
まして、大体三十七年までには百十億
はやりたい、こう思つておるのでござ
いまして、さういふ金が生きて使われ
るように、十分取締り方面にも、目を
注ぎたいと考えております。

○阿部竹松君　その取締りですが、こ
れも、また毒舌になるのですが、鉱
害復旧の仕事をするに当たっては、あ
なたの方の大先輩で、元札幌通産局長の
天日洗一さん、あなた方は後輩なんで
すから、金がいく——しかし、あなた
方の大先輩だから、なかなか言うこと
をきかぬと現地ではいつておるのです
が、幾ら先輩といつても、今の職責が
違ふのですから、さういふことはな
いと思ふのですが、とにかく鉱害につ
いては相当悪評があるわけですね。従
つて私は端的に、今、徳詰さんから客弁
があつたのですが、その通りうまく
やつていただかなければ、これは筑豊
の復旧などはできません。

そこで御尋ねしたいことは、それを
ずつと鉱業権者が、引き継いでいつ
と、そして、とにかく鉱業権者が払え
ぬと、そのときは、鉱害復旧の方から
出すと言ひましたけれども、さうなる
と、これは永久無辺に続くわけではな
い、政府が永久に金を出さなければな
らぬといふことになりませう。さうい
ふ法を守らぬものは、九州に、正直い
つておると思ふのですが、永久に日本国
政府は、石炭を掘つた跡に、とにかく
穴埋めをしなればならぬといふこと
になりますね。どうですか。

○説明員(徳詰誠明君)　事業団の監督
につきましては、理事長がだれであ
ろと、私どもの方では、全然しんしゃ
くしてないつもりでございませうが、
さらに、今後注意していきたいと思
ひます。

それから鉱害復旧の国庫負担につ
きましては、御承知のように特別鉱害法
を、まず二十五年に作つていただきま
して、それはことしの三月に一応終
まして、その次に戦後一般鉱害を復旧す
るためにといふことで、とりあえず三
十七年の夏までの臨時鉱害復旧の法律
で今やつておるわけでございますが、
これはもちろん法律によらなければな
りませんので、また国会で御審議御決
定をいただかなければならないこと
はございませうが、われわれ三十七年
までは、とにかくその臨時鉱害復旧措
置法で、無資力、あるいは行方不明とい
うことで、鉱業権者から金が取れない
という場合には、仕方がないので国が
負担してやるという規定がございま
す。これを活用してやつていきたいと
思ひます。

さらに、どうしても北九州のよきな
場合、今後、ますます鉱害問題が激し
くなるのじゃないかといふことを考え
ますと、現在あります臨時法を、これ
はむしろ恒久法に直していただくとい
うことが石炭鉱業の円満な発展から申
しまして、また被害者の救済という
面から見ても望ましいのじゃないかと
思つておりますので、この臨時法が、
四年後には消えるわけではございま
すが、そのときには、当然これは、さ
らに延期していただく、あるいは思
切つて恒久法にすつぱりと切りかえ
ていただくかといふことを当然通産省と

してはお願いする筋になる、こう思っております。

○政府委員(中川俊思君) 今、阿部さんからお話がありました、例の復旧事業団の理事長ですか、それなり、また昨日も、私聞いておったのですが、長野県の浜横川鉱山の問題で通産省の先輩がどうかというお話がありました、それが、そういう具体的な例がございましたら、一つ知らして下さい、私は事務当局ではございませぬけれども、ことに高橋通産大臣は、就任以来私どもに強く言っておられますことは、とかく通産省の中では、いろいろな問題、外貨の割当とか、いろいろな問題で、外からいろいろな邪推を受けた、また事実そういう点で、いろいろなことがわしい問題があるようなことが非常に多い。そういう点は、特に注意してくれということのお話もあったわけでございます。

今のような問題で、何かございまして、一つ具体的に示したい、それで、そういうことがありますれば私どもの方として、決してこれは傍観いたしておりませぬから、一つ具体的な事例を、これは何も、公開の席上でなくてもよろしくございませぬから、一つあなたの御好意で、お示しを願いたいと思ひます。

○阿部竹松君 せっかく中川次官の御要請ですけれども、私は森脇さんのように特別機関も持つておりませぬし、特にどうという資料を持つておりませぬ。ここで発言しておるのは、自分の知り得た最大の知識でございまして、特にこれだけしからんというところと、きり上げられぬ問題にしても、鉱業

権者でない、租鉱権者でない人が坑内を採掘しておるにもかかわらず、火薬は、長野県知事の承認してもらった火薬で採掘をやつておるのです、マンガンを。これはどうもおかしいといつて調べたところが、前の通産省のある局長を勧めた、そんな人は、これは全国でたつた一つです。これは坑内でマンガンを掘つて、とにかく知事から許可を得た火薬を使つて、租鉱権者でございませぬ、鉱業権もございませぬ。

きのう福井さんが答弁した、浜横川の問題は、日本全国でただ一つ、これは口が悪いかもしれませぬけれども、どうも通産省は、前の自分たちの先輩がやつておることだから、目をつぶつておるのじやないか、こういう口さがないいうわさが出てくるわけ、また今の筑豊の鉱害復旧問題にしても、相当な金を持つていつておるわけ、御承知の通り。しかし遅々として進まない。次官、おいでになつたかどうかわかりませぬけれども、とにかく筑豊、北九州を歩いて見れば、一目瞭然です。たんぼはどぼんと下り、家は傾いて、道路はがたがたになり、それから、こちらに池がたたくさんでできておる。そうしますと、その通産省の前の鉱山保安監督局長ですか、当時石炭局、通産局といつておりました、その当時、ここにおられる局長さんが、大先輩がやつておるから、なかなか石炭局長もつらくて、やかましく言えないのであらうと、こういうことを言うわけ、そういうことを現地の人が言つておるわけ。

におつたら、特に冷たくやつてもらわなければならぬと、こういうふうに申し上げておるわけ、特に私、情報にございませぬから、せっかく次官の御要請ですけれども、森脇さんのところにでもいけばわかるかもしれませぬが、私わかりませぬ。

その次にお尋ねしたいのは、これは保安局長さんの御答弁になるか、鉱山局長さん御答弁になるかわかりませぬけれども、保安局長が、昨日、法の提案説明をなされたときに、冒頭、東中鶴炭鉱の例をまず申されたのです、ああいう炭鉱で、ああいう事故が起きて、しかし、どこにもしりの持つていくところがないのです、すなわち、これは保安法で縛るというふうなこともなかなか困難でしょう、今の鶴石炭局長の御答弁とからみ合せて幾ら、とにかく政府が補償するといつても、限度がありますから、中小炭鉱は、一トン掘つたら何%というふうな積立金をして、災害が起きたとき補償するとか、鉱害が起きたとき補償する。そういう力のない経営者には、採掘をやらせぬというふうなことを、鉱山法か、保安法でできぬものでしょうか。そうでなければ、実際問題としてこれはなかなか容易な問題と思ひます。社会主義国家であれば、政府の金を幾らもつていつて補償してやつてもいい。社会主義国家であれば当然ですけれども、日本は、御承知の通り資本主義社会ですから、石炭業者が石炭をどんどん掘つてもうけて、山をやめてしまつて、今度は金が払えませぬといつたところで、政府が国民の税金をもつていくといふのは、資本主義社会では、どうも穏当じやないような気が

するのです。社会主義社会であれば、そういうことをやるでしょう。ですから、便法として、保安法になるか、あるいは鉱山法になるかわかりませぬけれども、そういう租鉱権者、租鉱業権者がやめる場合には、何%か積み立てておいて、その中から出させる、そういう力のないものは許可しませぬ、こういうふうな法律を、私、法律はわかりませんが、どつちかの法律に入れていただけば、そういうような事故が起らぬし、あやしげな、とにかくボスが、自動車一台で人間五十人くらい集めてきて、盗炭をやつたり、租鉱権を設定して、このところは掘つたが、あとどこに行つたかわからなくなるといふようなことは、ないと思ひますが、そういうような方法は何かないでしょうか。

○説明員(樋口誠明君) 鉱業をやつて参ります場合に、一定の資産といひます、財力のないものにやらせないようにしたらいふかという考え方、一つの問題であると思ひます。これは私ども、先ほどよく申し上げましたように、現在の鉱業権が、どなた様でも、とにかく先願主義で早く手続をとれば、鉱業権を設定し得る。こういう法の建前になつておるのは御承知の通りであります。これをまあ、今後そういう資格について、一定の財力でございませぬか、あるいは適当な資格でございませぬか、そういうことを置くかどうかといふことは、一つの非常に大きい鉱業権の本質に関する問題になるわけ、先ほど申し上げました、先ほど申し上げましたように、鉱業法の改正の際に、その点は最も大きい問題として検討したい。かように考へております。

ただ、この問題は昔から論議されておるところでございまして、外国でも、そういう、日本の現行法でとつております先願主義をとつておる国もございませぬ、また、能力主義を採用いたしておる国もあるわけ、ございませぬ、能力主義をとりました場合に、それでは一体、どういふ基準でやつていくかといふことになりませぬ、非常にむづかしい問題があるわけ、ございませぬ。ただ、現在、鉱業権の設定を受けて、一定の期間鉱業権を実施しないというふうな場合には、現行法では取り消しの規定がわづかにあるだけでございませぬ。

それから、事業をやつていきませぬ場合に、それを今度十分賠償するような仕組にしたらどうかといふ問題でございませぬが、現在でも、供託金制度もございませぬが、こういう問題につきましても、これは将来、現在の鉱害賠償整理等の不備な点について、十分検討していかなければならぬ、十分検討し、鉱業法全般の問題として考へております。

○阿部竹松君 それで、これは政策の問題になりますから、局長さん個人々々には、おのおの個人的御見解があつても、これは大臣から御答弁願ひのが当然だと思ひますが、ここで組織が不況だといつてやかましく論議され、石炭が、これは貯炭が一千万トンもあるから大へんだと論議される、組織も何とかが政府が金を出してやろう、石炭もこれは政府が何とか出してせよといふ、しかし石炭にも組織にも、関係のない人から聞くと、なるほど組織も気の毒だし、会社がつぶれば、労働者があふれるから、もう困つたものだ、しかしながら組織業者であるから、石炭業

昭和三十三年十月三十一日
【参議院】

者であるからといって、政府が国民の税金を使つてもらつてはもう迷惑千万で、われわれのような小さい中小企業とか、文房具店がつぶれても、さつぱり政府が何もみてくれぬではないか、こゝういふような声も聞くわけであるし、またそゝういふのも、私はむげにできない意見だと思ふから、従つてこれは何とか、こゝういふのを、鉱業法に入るのかとか、鉱山保安法に入るか別として、とにかく積み立てておいて、不時の場合には、あまり政府に迷惑をかけぬ。それからまた、山がつぶれてしまつて犠牲者が出て、葬式料ももらへぬというよりなばかげた山も、これはあるわけでございますから、今後、法案を作るときには、そゝういふ点も、十分考へていただきます。

その次に、これは小さい問題ですが、保安局長さんにつつお尋ねいたしますが、千名以下の、監督員を置く、それぞれの山ですね。大体どういう基準であなただけの方では、こういふところ方に置きなさいということになるのでしょうか。基準というものが別に定めなくて、監督員が現地を見て来られて、これは必要だというようなことで判断されることになるわけでしょうか。

○政務委員(小岩井康朔君) 監督員は、千名以上のところは法規によりまして、はつきり専任すべしということになっております。千名以下の山につきましては、必要ある場合には専任を命ずることができるといふ条項でありまして、もちろんこの基準はございませぬ。各監督部長の判断にまかせておりますが、監督部長が必要ありと認め

た場合には、専任を監督部長が鑑査権者に対して命じておるわけであります。ただ、最近、監督の問題が非常にやかましくなっておりますので、私どもの方でも、特に現地を鑑査いたしました、十分に実情を調査して、保安の見地から必要ありと思われるものを、なるべく必要の程度を上げまして、広範囲に一つ監督員の専任を命ずるようにとすることは指示いたしております。

○阿部竹松君 大体、兩法の改正について、専門的なことは、三局長さんから承りましたので、次回、大臣が出て来られて、またいろいろ質問に応じていただくそうですから、そのときに大きな点、二、三点だけお伺いして、私よろしゅうございます。

それから、これは直接この法と関係
ございせんけれども、石炭局長さん
に、この際ですから、一点だけ伺い
しておきますが、実際問題として、新
聞にも出ておりましたが、出炭制限で
すね、これはうまくなあなたの方の指導
でやつておるといふ、新聞に出ており
ますけれども、これはどういふようにな
つておるでしょうか、その点を一つ
お知らせ願いたいと思います。

○説明員(達誌誠明君) 大体われわれの方、下期の需要を二千八百万トン程度と、こゝ推算いたしましたして、それから逆算いたしましたして、大体来年の四月、来年度に入ると、三十三年度当初と同程度の貯炭というところまで減らしたいということから、大体二千五百万トン程度の出炭ということになれば、その線にいくということで、大手、中小、両方に、それぞれ自粛を求めておるわけでございますが、大体の

ところ、まず中小炭鉱関係におきましては、今までに石炭工業整備事業団に買い上げられた山あるいはそのほかで若干休廃したのもございますが、現在残っている山が大体昨年程度の出炭をやるということを前提にいたしますと、ちょうどまあ一割減というよりな格好になります。それから大手の方では、これは大手が年度の当初に考えておつたいわゆる大手だけの希望数量から見ますと、一五％くらいということ

になるわけでございますが、ほぼ上期の生産実績、これはストライキがございまして、ストライキがなかったというふうに仮定した場合の生産実績ということにしますと、両方合せてちょうど二千五百万トンくらいということになりますので、大体大手、中小の両方の業界に対しまして、今年の上期の生産実績くらいを一つ目標に、あまりそれより出さぬというふうな格好でやつてもらいたいということを要望しておるわけでございますが、総体で大体二千五百万トンくらいということでございます。

○阿部竹松君　その次に、さつくばらんに申し上げますと、盗掘などやつておる山がございますが、これを全部こゝろやめさすという方法はいかぬものでしょうか。実際問題としてどういふと

ころがあるのが不思議であり、こうい
うところで論議すること自体がすでに
おかしいことになるのですが、しかし
實際問題としてはあるのですから、嚴
然として。これを、今年の春と記憶し
ておるが、二十一か二十二やめさせま
したね。しかしその後やはり飽えない
ということを聞いておるのですが、こ
れはもう警職法でもできてどんだん

縛つてしまへば、これは別問題かもしれませぬけれども、しかしなかなか今の警察弱いと自民党さんおっしゃつておるが、警察が弱くて取締りができないのかどうかわかりませぬけれども、これは石炭局長が行つて、まさか刑罰を課すわけにいかぬ、お前やめろというくらいなものでしょうから、これはあなたを責めるわけじゃございませぬが、そういうところが犠牲者が多くて、けが人も多く出るようですから、

どういふふうな方法が講じて、われわれも協力しますから、これは正直に申し上げまして、山がつぶれると労働者が街頭に放り出されるのであるから、これはまことに困つたものであるけれども、さりとて労働者が仕事を失つてしまふからといつて、これを黙認しておくわけにいかないのでから、これは働いておる人も氣の毒であるけれども、これは嚴然たる法規に從つてやつてもらわなければならぬということになりますと、これはあなたの方で、あるいは保安局長さんは關係ないわけでしょうが、當然あなたの方でも關係ない

ませんか。

○説明員(樋詰誠明君) これはもう私もぜひ盗掘はやめてもらいたい、こう思つておるのでございますが、御承知のようにはなはだ残念でございますが、宇部あるいは九州の一部には、半分暴力団的な盗掘というのが、これは確かにあるわけでございます。通産局といったしましては、これはその盗掘の情報をつかむたびに警察と協力して現

場人に人を派しておるわけでございますが、いわゆる盗掘というようなのはなかなかつかみにくい、行つてみたらぬけのからで逃げておつた。それでわずかな通産局の方の取締りの人間だけでは、自転車飛ばして行つたときには相手がいなかったというのが、盗掘の大部分でございまして、実は来年度の予算におきまして、せめてスクーター程度一つ通産局に——盗掘取締りの情報を聞いてかけつける、自転車でかけつけたときにはいつも逃げられてゐる、せめてスクーターでかけつけたというところは、数年来大蔵省に言つておるわけでございますが、今まででもらつていない。しかし先生のお話もございまして、われわれとしても、できるだけ盗掘は、一体だれが取つたかわからない件数が相当あるわけでございます。本人がもちろんわかれれば、われわれが発見したしておるわけでございますが、行つてみたら逃げられて、だれが取つたのかわからないというような件数も相当あつて、これは告発のしようもないということでございますので、少くとも盗んだやつを確認するということ、それから、確認したならば、それをいわゆる司直の手に引き渡すというために告発するということが、これはもうできるだけ励行したいと思つておりますが、このために何と申しまして役所の機動力と同時に警察の協力ということを得なければなりませんので、その点につきましては、今後でもできるだけ経費と人間の許す限りこれは取締りに万全を期していきたいと考えております。

○政府委員(福井政男君) ただいまの盗掘の問題につきましては、これは

鉱業法上の問題としますと、先ほどちよつと保安局長からお話が出ておりましたが、鉱業法上の問題としましては、鉱業権がなければ掘つちやいかぬという御承知のように規定があるだけでございまして、それに違背いたしませんでした場合に、今度それに相当する罰則規定が置いてあるというふうな法律の体系になつておるわけでございまして、そうして、それを何と申しますか、最も現場に対して有効な処置をやるということになりまして、今石炭局長から申し上げたようなことになるわけでありまして、結局実力行使の問題にならなければ、ほんとうの効果をおげ得ないというふうなことになるのじやなからうかと思つたわけでございまして、それでそれをどうしたらいいかというよりなこと、私も内部でも常に議論をいたしておりますが、どうも法律上の問題としましては、鉱業権がなければ掘つてはいかぬ、そうして、それに違反したら、今度という罰則を課すぞということになるわけでありまして、その罰則を重くいたすということは考えられますが、実際問題としては最も有効な方法ということになりますと、強権をもつて現場に対抗するというようなことになるわけでありまして、非常に私もこの点は名案はないものであろうかといふことで、常に内部で議論をいたしておるわけでございまして、法律上の問題としては、どうもこれは一定の限度があるわけでありまして、そこら辺のいろいろ検討はいたしておりますが、最も有効な方法ということはまだ見出し得ないというのが率直に申し上げまして実情でございます。

じようですが、その強権発動でやらなければならぬと、そういうものを取締る、ために警備法が必要なんだという岸さんの話であれば、わが党も警備法に賛成するのだけれども、岸さんはそれを全然取締ると言わないで、労働組合の集行行為がいかにぬとか、これはいかぬといふことになるから、これはもうあなたの方の話と全く違つたわけであつた方のように、こういふのがあつたから強権発動といふことになるれば、われわれもくりからもんもんの若い人らのやることを取り締まるというのならいいけれども、岸さんの話では、あなたの方の話と全然違つたので、だいたい三局長の方が進歩的である。これは中川さんよく聞いておいてもらふねとならぬけれども、しかし、そこで、今までの例ですが、実際問題として、これは三十万圓とするとか、三年以下となつておりましたが、一年半とか二年、こういうものは裁判所でやることであるから、あなたの方の方、量についての関係はないでしようけれども、大体やつたことございまして。

最後に、中川政務次官に、予算です、これは前の前屋さんともやり合つたことございまして、それから水田さんとも大いに論争して、常に大臣は事情をよくわかつたから予算を多く計上してあげようといふことを常におつしやるのですが、今度も高崎さんおいでになつたときは、保安問題、これはいかにも僕は局長にも、そんなにまでひどくやらぬでもいいじやないかといふ気持はあるけれども、内部の事情はわかるけれども、しかし局長に文句言わなければ言ふ人がないから、勢い局長に苦言を呈するといふことになるのですが、実際予算が少いといふことはわれわれもよく知つてゐるわけですから、そういうような方向について、高崎さんにも私強く要請申し上げますけれども、次官も、あなたも自民党の中にあつていつときは反旗を翻したこともある実力者ですから、一つよろしく願ひします。

政府委員(中川俊思君) 御鞭撻いただきました。先ほどちよつと豊田さんでしたかのお話があつたのですが、通産省の予算は全く、私もそのときお答えしたんですが、人件費だけであつて、きつめて少い予算である。三十三年度も百億ちよつとぐらゐのものですが、これはほんとに要求しておるわけですか。まあ、どの程度大蔵省が査定して参りますか。まあ私もとしましては全力をあげてやるつもりでおります。

政府委員(中川俊思君) 今、阿部さんから言われましたが、私は十三貫五百でございまして、まあいづれにしても、その大したことはありませんが、まあ建物の話が出ましたので、この点もぜひ一つ皆さん方の御協力をお願いいたしたいと思ひます。実は、この夏、私は北海道へ参りまして、今おつしやる通産省の実情を見て参りました。ことに札幌では、合同庁舎ができて札幌通産局もその中に入るようになっております。ところが、こんなこと言うが大蔵省がおこるかしれません、まことに勝手で、国税局と財務局の入るところだけ作つて、通産局の入る上を作らずにある。で、私も今、大蔵省の方へ

も、札幌の合同庁舎を早く作つてもらいたいということを要求しておるわけだ。

それから私が通産省に入つてみて一番不便を感じたことは、鉱山局であるとか石炭局であるとか、あるいは中小企業庁であるとか軽工業局であるとか特許庁であるとかいろいろな、現在通産省の關係のものだけが都内に七、八カ所分散しておりますので非常に不便を感じております。今お話のように建物をつつばな中に入つたから通産行政がうまくいくというところはございせんが、しかしそういふふうに分散しておることは事実でございます。従つてこの点はどうせ私もとか大臣といふものは一年もすればお払い箱でございます。しかし、私どもの在任中にこの問題だけ片づけておきたい。ことに本省は今御案内かと思ひますが、借家でございまして、借り物に入つていて、借り物に入つていてもいいわけですが、しかも今言つたように分散しておりますので、非常に不便を感じておりますので、私どもの在任中に建物を一カ所に一分散しておるのを一カ所にまとめて建物を作る準備だけはしておきたいと思ひまして、大蔵省の方に先般交渉しました結果、三十四年度からおそろく着手できるようになるだろうと思つております。非常に明るい見通しを得ておりますが、なおこの点につきましても各位の御協力をぜひお願いして、できるだけ御期待に沿うようにやつていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○島清君 ちよつと中川政務次官に、阿部君が質問をされた点と関連をし

て、何か福岡の一般鉱害と特別鉱害の実施に當つて、阿部君から鉱害成金といふものがあるじゃないかという御指摘でしたが、これはもう耳にされておると思ひます。やはり週刊誌にも書かれておりますし、まあかなり非難もあるわけですね。こういう問題と関連して、中川さんは何か具体的な例があるならお示しを願ひたいということですが、やはり一般の受ける印象は、通産省の役人さんを通じて申し上げることはいささかどうかと思ひますが、かなり業界と深いつながりがありまして、そうしてその業界の代弁をしておるんじゃないかというところは、一般に通産省の役人に対する国民の見方なんです。で、われわれもそういふ具体的例をあげるといふと、ここで直ちに二、三の例は指摘しますけれども、しかしながら、さりとてそれではこれが大へんに罪惡のごとくにここで大げさに取り上げる問題であるとか、汚職であるとかいふことで取り上げる筋合のものがあるかといふとそうでもないんです。ただ受ける印象は、そういうところから汚職があるであろうといふことは想像がつきます。何しろ役人さんは高等試験を受けて頭のいい連中ばかりがなりますから、そういうしつぱは出しはしないだろうと思ひますけれども、それで国民の受ける印象はそういうたなれなれしいといふんです。業界に深く入り過ぎると言ひましようか、そういう関係からして起つてくる通産省に対する疑惑だと思ひますが、これはもう私は、今あなたも一年ぐらいすればお払い箱になるんだとおつしやつておられるんだから、何も民間人ですの、一年間ぐらひはやはり通産省の役人の非

違ふかばわなきやならぬ立場にあると思ひますが、さりとて、そういうこと国民の通産省に向けられておる眼を私は特別にゆがめなければならぬ立場にはないと思ひます。ですから、これはもう事実でございまして、そういうことに対して、特に阿部君は一般鉱害と特別鉱害の問題について指摘してお話されたんですが、そういうことについて、まあ福岡などの遂行中の事業に対して、世間がそういう疑惑の眼を持つておるから、特別に考慮をしなければならぬといふたような特別な処置をとつておられるか、それともまた、これはひがんだ見方だろうといつて、中川さんがおつしやつたように、具体的な例が出ないんだから、世間のひがんだ見方だろうといふふうな見方をしておられるか、ここはやつぱり政治をする者がいささかたりとも国民にその仕事のあり方について疑惑を持たせるといふことは、私はやつぱり心してそういうことのないように努めていかなきゃならないと思ひます。ですから私が、せつかく阿部君がそういう問題について御指摘になりましたので、あるかないかといふことは別として、そういうふうな疑いの目を向けられておる通産省の責任者たるあなたたちが、どういふふうな処置を講じておられるか、そこらの点をちよつとお話をいたしたいと思ひます。

○政府委員(中川俊忠君) 先ほど私が阿部さんにお答えしましたことの意味は、今島さんのお尋ねの意味とは、実は逆なんです。私はそういう不正事件がもし通産省の中にあるとしますならば、大臣も同様でございしますが、私は一步も仮借しないつもりです。そういう意味から、私が今阿部さんにお願ひしたのはあとでも申しましたごとく、こういう公開の席上でなくともよろしうございましてというところは、そういうことがあつたら知らして下さい、そういうことは大臣が就任以来、特に私どもに対してはそういうことを強く、そうでなくとも通産省は実施官庁で、外貨の割当だとか、いろいろな綱紀の類をふるふような問題に通産省の役人は取つ組んでおるから、そういうことだけは一つ自分の在任中にいかに心がけたいと思ひから、特に協力してくれといふことを、実は大臣から私も願はれておるわけでございます。あのお年をひつさげて通産行政に専念しておられる大臣には全く私心はございせん。従つてそういうことを言われた心情に対しまして、私は非常に微力ではございますが、よい補佐役として大臣の任期を、はなはだおこがましい話でございますが、全うせしめたいという気持ちを保持しております。私が先ほど阿部さんに申しましたのは、そういうことはただ一片の評判だけを聞いて言つとるんじゃないかといふような意味でなく、逆の意味で、もしそういうことがあつたら知らして下さい、こういう意味で実は私は申し上げたわけでございますから、この点は誤解のないように、もし島さんがそういうふうな解釈していただいませうとお話でございます。その点は逆でございまして、一つ誤解のないように願ひたいと思ひます。

それからどういふふうに考えておるかといふことでございしますが、これはただいまも申し上げましたようなわけでございます。通産省はそういう面

らになつておるかということ、常に私は関係の局長を呼んで聞いております。従つて私といたしましては、いつもそのときに感じますことは、役所の者が言うことは、新たに仕事を始めて外貨の割当をもらいたい、これをこうしてもらいたいと言へば、大が役人の言うことは、一律にきまつて申しますことは、実績がございませぬ、実績によつてやつてゐるんだ、そこで私はいつでも言うことは、実績というのは君らが勝手に作つておるのであつて、神武天皇以来あるわけではあるまい、だから新しく仕事をやるうと思ふ者に対しては、それが一定の資格を具備している者に対しては、外貨の割当でも何でも与えて、役所というところは国民にできるだけ公平にサービスをするところなんだから、実績々々と言つて、実績の上にあぐらをかいておる既存業者だけを守つていく、保護していくというやり方は役人としてすべきではないということを、実は私は常々申しておるようなわけでありませう。そういうようなことを言う政務次官はいないかもしれませぬが、私は先ほどから申します通り、役所というのは広範な、ことに通産省は広範な仕事をやつておる、実は私も一年二年おつてもわかりつございませう、い、わかりつございませう、できただけ熱知をして、そして委員会に出で参りましたも、委員各位の御質問がございまして、それは私は存じませぬといふので、関係局長だけに答弁をさせておるといふことは、無責任なやり方だといふ考へを持つておりますので、私もといたしましては、できるだけそういうような方面にも目を

通すように実はいたしておるのであります。従つてどういふふうに、どういふ点をやつておるかという御質問でございしますが、ただいま申し上げましたように、できるだけ広範な、ことに綱紀の煩瑣を伴うような問題につきましましては、目を通すようにして、大臣を補佐していく、そして通産省にそういうことがないような措置を講じたいという気持ちを持つて、今日まで、はなはだ微力ではございますが、やつてきておるわけでありませう。今後ともそういう趣旨に基づいてやるつもりでございませうから、一つできるだけまた御鞭撻御指導をお願いしたいと思います。

○説明員(樋口誠明君) 先ほど鉦害復旧問題で、阿部先生からも、今島先生からも述べられました鉦害プロローグ的なもののおつて、せつかくの鉦害復旧用の金が、途中でつまらぬ方面に消えていくのではないかとのお話がございしたので、一言だけ申し上げさせていただきます。確かにいわゆる鉦害プロローグといった人間が一部存在することは事実でございます。われわれといたしましては、被害者が――市町村なり、あるいは被害者自身の代表なりといふ方が、役所の鉦害課なりあるいは鉦害復旧事業団なりに直接話を持つてこられる、あるいは炭鉦と直接交渉されるということが望ましいと思ひまして、極力そういうふうに当事者同士で直接話してやれといふことを勧奨、指導しておるわけでありませうが、中におれが口をきいてやればうまくいくと言つて、被害者の方にうまく言つて中に立つ人がなきにしもあらずといふことになつております。あるいはそ

れらの人々のことをおつしやつたのではないかと、こう思つておりますが、通産省の鉦害課と申しますのは、それは一応家屋関係の査定というよりなことにについては、測量をやりまじたり、あるいはどの程度の被害だということについて調べておりますけれども、それ以外につきましては、農地は農林省、水道は建設省、それぞれのところが予算をとり、そして復旧事業団を通じて出すということをいたしておる、すので、少くとも通産省に関する限り、先ほどお話しがありましたようなことは絶対ないと、こう確信いたしておるわけでございますが、いろいろの御趣旨を体しまして、今後さらによく末端の人間に至るまで自粛自戒して、いやしくもうしろ指をさされるようなことのないように厳にお互いが戒しめ合つていきたいと思つておりますので、意のあるところを一つ十分におくみ取りいただきたいと思ひます。

○委員長(田畑金光君) それでは、今日の委員会はこれで散会いたします。午後三時五十一分散会

昭和三十三年十一月六日印刷

昭和三十三年十一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局